６　成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

（前年度予算額　１，６７９百万円）
27年度予定額　１，５６７百万円

１．事業の要旨

産業や社会構造の変化、グローバル化等が進む中で、経済社会の一層の発展を期すためには、経済再生の先導役となる産業分野の雇用拡大や人材移動を円滑に進めるとともに、個人の可能性を最大限発揮し、日本再生・地域再生を担う中核的役割を果たす専門人材の養成が必要不可欠である。

また、平成２５年６月閣議決定の「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」、「第２期教育振興基本計画」においては、専門学校等が産業界と協働して、中核的な人材の育成等を行うオーダーメード型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するなど、社会人や女性などの学び直しの支援を行うこととされている。

さらに、平成２６年６月に改訂された「日本再興戦略」等においても、専門学校等における実践的教育プログラムの開発・実証や学び直し支援の推進等が示されているところである。

これらを踏まえ、専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

２．事業の内容

（１）企画推進委員会等の設置

教育関係者、産業界関係者、学識経験者等による企画推進委員会を文部科学省に設置し、平成２６年度の成果を踏まえた平成２７年度の取組内容に関する基本方針の作成や、委託先を選定するに当たって公募先から提出のあった計画書の審査、各委託先における取組状況の把握及び評価等を行う。

（２）「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開（地域版学び直し教育プログラムの開発・実証等）

社会人、生徒・学生、育児休業中及び育児休業から復帰直後の女性や子育てのために長期間離職している女性を対象に、就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるため、平成２６年度までに完成したモデルカリキュラム等を活用して、各地域の専修学校等において、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメード型教育プログラム」の開発・実証等を行う。

（139か所）

（３）特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発・実証＜新規＞

後期中等教育から高等教育や職業への継続性のある教育カリキュラム等の開発・実証により、円滑な移行を促進する。

① 後期中等教育段階と高等教育段階の連携による一気通貫した実践的・創造的技術者等の養成に対応した教育カリキュラム等の開発・実証　（9か所）

② 発達障害のある生徒等、特別に配慮が必要な生徒・学生が学ぶための教育カリキュラム等の開発・実証　（4か所）

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

（前年度予算額：1，679百万円）
平成27年度予定額：1，567百万円

（背景）

【「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-（平成26年６月24日閣議決定）】
一．日本産業再興プラン
１．緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）　ⅲ）サービス産業の生産性向上
・サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及
２．雇用制度改革・人材力の強化　ⅰ）女性の活躍推進
⑨「女性の活躍応援プラン（仮称）」等の実施
～　具体的には、①家事・育児・介護等で地域貢献を希望する方、②正社員や保育士等として再就職を希望する方、③起業・NPO等の立ち上げを希望する方向けに、マザーズハローワークや学び直し支援、トライアル雇用や創業スクール等の取組を進める。

【 経済財政運営と改革の基本方針2014 ～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日閣議決定）】
１．女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮
（２）教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興　（教育再生）
･･･さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。
（３）複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍推進　（生涯を通じて能力発揮できる人材育成･･･）
新しい技術や産業に適応しつつ生涯を通じて能力発揮できるよう、人材育成や職業訓練の抜本的拡充、産業側・企業側ニーズに合致した質の高い職業訓練の実施、学び直し機会の充実･･･など、自らの専門性を高める能力開発を行うことが出来る環境整備を進める。

（事業の趣旨）

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

産学官コンソーシアム（分野別）

企業・業界団体等のニーズを踏まえた養成すべき人材像を設定・共有し、各職域プロジェクトの進捗管理・評価等を行う。

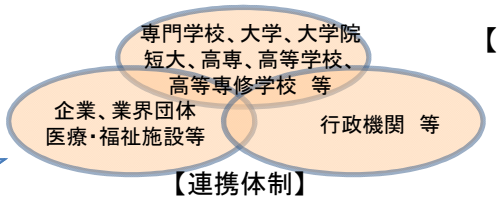

【連携体制】

【成長分野の例】
「環境・エネルギー」「食・農林水産」「医療・福祉・健康」「クリエイティブ」「観光」「ＩＴ」「社会基盤」「工業」「経営基盤強化」　等

職域プロジェクト

全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証

産学官コンソーシアムの方針等を踏まえ、各分野・職域の全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証。

○ 環境・エネルギー分野･･･「建築・土木・設備」「自動車整備」
○ 医療・福祉・健康分野･･･「介護」「看護」「保育」「食・栄養」
○ 観光分野･･･「インバウンド」「ツアープランナー」
○ 社会基盤分野･･･「次世代国内インフラ」「インフラ海外展開」
○ 経営基盤強化分野･･･「企業会計」「記録情報管理」
○ 食・農林水産分野･･･「６次産業化プロデューサー」「アグリビジネス」
○ クリエイティブ分野･･･「ファッション」「美容」「アニメ人材」
○ ＩＴ分野･･･「クラウド」「情報セキュリティ」「スマホ・アプリ」
○ 工業分野･･･「防災都市工学」
等

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

開発した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用し、各地域の専修学校・大学等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメード型教育プログラム」を開発・実証。（139か所）

特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発・実証

後期中等教育段階から高等教育や職業へ継続性のある教育カリキュラムの開発・実証により、円滑な移行を促進。

・後期中等教育段階と高等教育段階の連携による実践的・創造的技術者等の養成に対応した教育カリキュラム等の開発・実証（9か所）
・発達障害のある生徒等、特別に配慮が必要な生徒・学生が学ぶための教育カリキュラム等の開発・実証（4か所）

中核的専門人材や高度人材の養成、社会人や女性の学び直しを全国的に推進

７　専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

（　新　　規　）
27年度予定額　３０５百万円

１．事業の要旨

専修学校は、職業等に必要な知識・技能を修得する場であり、社会の変化に即応した実践的な職業教育により中核的専門人材を輩出する教育機関として大きな役割を果たしている。

一方で、私立の専修学校専門課程（専門学校）の授業料等の納付金については、年間平均１００万円を超える負担が求められており、家計からの給付だけでなく、奨学金やアルバイト等にも大きく依存し、家庭の年収が少ないほど専門学校生の学生生活費に占める奨学金の割合が高い傾向にある。また、専門学校進学時において家庭の経済的事情をとても重視したとする学生の４分の１が、「授業料等の学校への納付金」にアルバイト収入を充てており、アルバイトによる勉学への犠牲感も高い。

このような状況を踏まえ、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

２．事業の内容

（１）有識者検討会の設置

有識者等による検討会を設置し、支援に係る効果の検証や今後の方向性の検討を行う。

（２）経済的に修学困難な生徒等への修学支援の実施

都道府県に委託し、修学支援アドバイザーの配置による財政的生活設計に対する助言をはじめとした修学支援、及び経済的支援、並びに支援効果等の測定のための基礎データの収集を実施する。　（対象人数　約2千人）

（３）実態調査の実施

専門的な知見を有する外部機関(大学、独立行政法人、民間調査研究機関等)に委託し、都道府県が収集する基礎データ等に基づく施策効果等（生徒の生活行動変化の分析、経済的支援の有無による授業料等や中途退学率の変化の分析等）の実態調査を実施する。

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

平成27年度予定額 ： 305百万円（新規）

趣旨・目的

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【実施期間】 平成27年度～29年度
【対　　象】 都道府県・調査研究機関

国（文部科学省）

委託

委託

調査研究機関

データに基づき、施策効果等の分析・検証

・生活行動の変化分析
・進路実現の分析
・効果的な経済的支援策の在り方検討　等

連携

データ集約

都道府県

1．専門学校生に対する修学支援

✪修学支援アドバイザーの配置
・財政的生活設計に対する助言
・学生生活相談
・就職相談（特に出身地や学校所在地における就職）
・経済的困難な生徒からの情報収集　等

2．専門学校生に対する経済的支援（対象人数　約2千人）

3．支援効果等に係る基礎データ収集

中途退学や就職内定率等のデータ収集　等

※　全ての専門学校から基礎データを収集する。

協力者の指定・支援

報告

私立専門学校

経済的に修学困難な生徒（協力者）

【経済的支援の要件】
・経済的に修学困難（生活保護世帯及びそれに準ずる世帯）
・アンケート等への協力
・職業目標達成に向けた講義等の受講・成果報告

【支援対象の生徒が在籍する専門学校の要件】
・生徒への学校独自の授業料等減免の実施
・専門学校が実施する授業料等負担軽減に関する情報の公開
・質保証・向上に関する取組（学校評価）　等

専門学校生への修学支援の推進

８　職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

（前年度予算額　１８３百万円）
２７年度予定額　１８３百万円

１．事業の要旨

中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成 23 年 1 月）においては、職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくための方策として、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが求められるとともに、「今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討すること」とされた。

また、第２期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においても、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて先導的試行などの取組を段階的に進めることとされ、先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、奨励する制度が平成２６年度からスタートしたところである（470 校 1,365 学科）。

これを踏まえ、「職業実践専門課程」制度の周知のための説明会を開催するとともに本課程の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証、認定校を中心として、第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウを取りまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上を図る。

２．事業の内容

（１）調査研究協力者会議等の開催

①専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議
②専修学校教育研究協議会

（２）学校評価の充実

①学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証
②専修学校のガバナンス改善に資する学校評価等研修モデルの開発・実証

（３）「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進

①「職業実践専門課程」制度の周知のための説明会（9 ブロック）
②「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証
③「職業実践専門課程」に係る取組の推進（27 か所）

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

（前年度予算額：　１８３百万円）
平成27年度予定額：　１８３百万円

（背景）

［今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（平成23年1月：中央教育審議会答申）］

○　職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
○　そのための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
○　今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

［第２期教育振興基本計画（平成25年6月：閣議決定）］

１．社会を生き抜く力の養成　（４）生涯の各段階を通じて推進する取組
成果目標４（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）
基本施策１３　キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職人の育成の充実・強化
１３－３　各学校段階における職業教育の取組の推進
専修学校においては、学校評価・情報公開の仕組みの構築や教職員の資質向上などの質保証・向上のための取組を行う。さらに、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める。

［「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～（報告）（平成25年7月：専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議報告）］

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

平成25年8月30日　：「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（文部科学省告示第133号を公布・施行）」

平成26年3月31日：
「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定学科がスタート。（470校、1,365学科）

（事業の内容）

調査研究協力者会議等の開催

◆　専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議
「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月策定）を活用した学校評価の検証と教職員の資質向上に関する検討等を行う協力者会議を開催する。

◆　専修学校教育研究協議会
専修学校教育の運営等に関する研究協議会を開催する。

学校評価の充実

◆　学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証
「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月）に基づく自己評価及び学校関係者評価の産学官の協力による実践研究を行う。

◆　専修学校のガバナンス改善に資する学校評価等研修モデルの開発・実証
専修学校の教職員に対する学校評価の研修に関する実践研究を行う。

「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進

◆「職業実践専門課程」に関する説明会の開催等
・「職業実践専門課程」制度の説明・周知のための協議会を「9ブロック」で開催する。
・「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルを開発・実証する。

◆「職業実践専門課程」に係る取組の推進
認定校を中心として、国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウを取りまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供する。
（27か所）

職業教育の充実，専修学校の質保証・向上

９．ＩＣＴを活用した教育推進自治体応援事業

（新　　規）
27年度予定額　２４５百万円

１．事業の要旨

教員等のＩＣＴ活用指導力の向上を図るため、教員養成課程を有する大学と連携して研修プログラムの策定に取り組む自治体や、ＩＣＴを活用した学びの実践体制の構築を図るためのカリキュラム策定に取り組む自治体への支援を行う。また、ＩＣＴ環境の整備・充実を図る取組を支援するため、「ＩＣＴ活用教育アドバイザー」の自治体への派遣を行う。

２．事業の内容

（１）ＩＣＴを活用した学びの推進プロジェクト

ア．指導力パワーアップコース　（８地域）

教員等のＩＣＴ活用指導力の向上を目指す自治体(都道府県・指定都市教育委員会)を指定する。

地域内に複数の実証校を設置し、教員養成課程を持つ大学と連携を図り、教員等のＩＣＴ活用指導力向上のための研修等のプログラムを策定・実践する地域を支援する。

イ．ＩＣＴ活用実践コース　（３０地域）

ＩＣＴ環境の整備を進め、ＩＣＴを活用した特徴的な教育（例：英語・理数教育等）に挑戦する自治体を指定する。

地域内に複数の実証校を設置し、ＩＣＴを活用した授業の実践体制を構築するためのカリキュラムを策定・実践する地域を支援する。

（２）ＩＣＴ活用教育アドバイザー派遣事業　（３０地域）

文部科学省にＩＣＴ活用教育アドバイザリーボードを設置して、ＩＣＴ環境の整備を図ろうとする自治体のニーズに応じてアドバイザーを派遣し、ＩＣＴを活用した教育の推進計画やＩＣＴ機器整備計画（機器購入の調達手法を含む）の作成に当たっての留意事項等の助言を行う。

（３）調査研究事業

ＩＣＴを活用した教育を推進する上での望ましい環境構成、ＩＣＴ活用指導力自己評価の継続的な実施のための調査研究を行う。

ICTを活用した教育推進自治体応援事業

平成27年度予定額 245百万円（新規）

現状 ICTを活用した教育の取組に地域間で差異が生じており、自治体の状況に応じたサポート体制の構築が必要

事業概要

1. 教員等のICT活用指導力の向上を図るため、教員養成課程を有する大学と連携して研修プログラムの策定に取り組む自治体や、ICTを活用した学びの実践体制構築を図るためのカリキュラム策定に取り組む自治体の支援を行う。
2. ICT環境の整備・充実を図る取組を支援するため、「ICT活用教育アドバイザー」の自治体への派遣を行う。

1．ＩＣＴを活用した学びの推進プロジェクト

指導力パワーアップコース【8地域 】

教員等のICT活用指導力の向上を目指す自治体（都道府県・指定都市教育委員会）を指定。

【研修プログラムの策定・実践】

地域内に複数の実証校を設置し、教員養成課程を有する大学と連携を図りながら、教員等のICT活用指導力向上のための研修等のプログラムを策定・実践する地域を支援。

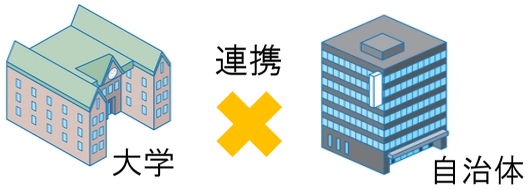

ICT活用実践コース【30地域 】

ICT環境の整備を進め、ICTを活用した特徴的な教育（例：英語・理数教育等）に挑戦する自治体を指定。

【発達段階に応じたカリキュラムの策定・実践】

地域内に複数の実証校を設置し、ICTを活用した授業の実践体制を構築するためのカリキュラムを策定・実践する地域を支援。

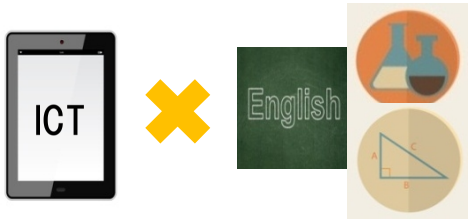

2．ＩＣＴ活用教育アドバイザー派遣事業【３０地域】

★国に「ICT活用教育アドバイザリーボード」を設置

ICT環境の整備を図ろうとする自治体ニーズに応じてアドバイザーを派遣。

ICTを活用した教育の推進計画やICT機器整備計画（機器購入の調達手法含む）の策定に当たっての留意事項等の助言を実施。

事例を集約し、
マニュアルを作成

ポータルサイトの活用や映像資料の配布等を通じて全国で共有

ＩＣＴ活用指導力の向上 ／ 発達段階に応じた授業実践体制の整備促進 ／ 環境整備の促進

「確かな学力」の効果的な育成を促進

１０．人口減少社会におけるＩＣＴの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業

（ 新　　規 ）
27年度予定額　１４２百万円

１．事業の要旨

過疎化・少子高齢化が進む人口過少地域において、ＩＣＴの活用により、遠隔地間における児童生徒の協働学習の充実や、社会教育施設等による遠隔講座の実施など、学校教育及び社会教育における教育の質の維持向上を図るための実証研究等を実施する。

２．事業の内容

（１）学校教育におけるＩＣＴを活用した実証研究（９地域）

離島や過疎地等においては、今後、少子化に伴い、学校の統廃合も困難な小規模学校の更なる増加が想定されることから、社会性の育成をはじめ、児童生徒同士の学び合いや学校内外の様々な人々との協働学習、多様な体験を通じた課題探究型の学習などが困難となるなど、教育の質の確保が大きな課題となる。

そのため、今後予想されるこうした環境において、学校教育の質の維持向上を図るための方策を検討することが必要であり、遠隔地間の学校同士をＩＣＴで結び、年間を通じて合同学習や合同活動などを実施することにより、指導方法の開発や有効性の検証などを行い、人口減少社会における学校教育の手法に関する検討を行う。

（２）人口過少地域におけるＩＣＴを活用した社会教育実証研究（３地域）

少子高齢化に伴う全国的な過疎化が進行する中、社会教育を通した地域課題に取り組む上で中心的な役割を果たす若手の担い手や指導者等の人材不足が見込まれており、地域コミュニティの維持向上が大きな課題となる。

そのため、ＩＣＴを活用して遠隔地間の社会教育施設等を結びながら学習機会の提供や指導者の養成などを行い、

① ＩＣＴを活用した遠隔講座などを行うための手法の開発と手法の有効性の検証

② 人口過少地域における社会教育の効果を最大化させるためのＩＣＴ活用の在り方の検討

について実証研究を行うことにより、社会教育による人口過少地域のコミュニティの維持向上方策や、人口過少地域における社会教育構築体制の在り方について検討する。

人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業

平成27年度予定額：142百万円（新規）

課題・背景

我が国の人口減少が加速化することが確実視されている中、将来的に全国各地において現行の学校規模を維持することが困難な人口過少地域が増加することが予想されている。併せて、社会教育においても同様に地域人材が不足しており、今後、そのような地域における教育水準の維持向上が課題となることが予想される。【在学者数推移（小・中・高） 昭和23年 約1,677万人 昭和60年 約2,263万人 平成25年 約1,356万人】（学校基本調査より）

事業概要（イメージ）

過疎化や少子高齢化が進む人口過少地域において、ICTの活用により、遠隔地間における児童生徒の学びの充実や、社会教育施設等と連携した遠隔講座の実施など、学校教育及び社会教育における教育の質の維持向上を図るための実証研究を実施する。（3年間）

＜学校教育におけるＩＣＴを活用した実証研究＞

（小中等 ９地域）

遠隔地間における双方向型の
協働学習や合同学習を実施

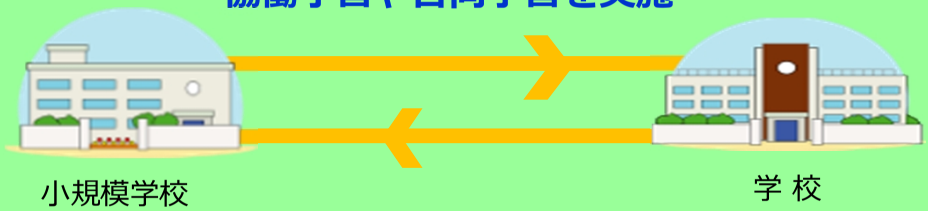

人口過少地域の学校教育の維持向上を図るため、指導方法の開発や教育効果の在り方などに関する実証研究を実施

＜人口過少地域におけるＩＣＴを活用した社会教育実証研究＞

（３地域）

人口過少地域の社会教育の維持向上と地域コミュニティの活性化を図るため、ICTを活用した社会教育の実証研究を実施

小規模学校における学びの質の維持向上

人口過少地域における社会教育の質の維持向上

人口過少社会における学校教育及び社会教育の質の維持向上
地域コミュニティ機能の存続及び活性化

１１．情報モラル教育推進事業

（ 新　　規 ）
27年度予定額　４９百万円

１．事業の要旨

スマートフォンを利用する青少年が増加する中、インターネット上のトラブルや問題行動に関する行為はスマートフォン等を利用した際に経験することが多く、最近では、一度被害に遭うと信頼を回復することが難しい事案の急増（プライベート画像の流出等）が社会問題となっている。

また、情報セキュリティなどに関する啓発や学習の経験がある保護者とそうでない保護者とでは、家庭におけるルールの取決めについて大きな差が生じている。そのため、保護者に対する周知啓発を充実することが必要となっている。

さらに、各教育委員会・学校では、児童生徒のスマートフォン等の利用について、自主ルールを定めるなど独自の取組を行っているところもあり、そのような取組を把握するとともに、海外の優れた取組について調査を行うことが必要である。

このため、情報化の影の側面に対応した指導の充実を図るための取組を実施することにより、情報モラル教育の一層の充実を図る。

２．事業の内容

（１）情報モラルに関する教員向け指導手引書等の作成

①子供たちが被害者・加害者とならないために、プライベート画像の流出や誹謗（ひぼう）・中傷、無許可による画像掲載などが犯罪行為であることの認識不足に起因したトラブルに関する教員向けの指導手引書を作成。

②インターネット上で遭遇する課題（ネット依存や情報セキュリティ等）に関する保護者向けの普及啓発教材を作成。

（２）情報モラル教育の指導に関する調査研究

各自治体や学校が独自に取り組んでいる優れた情報モラル教育に関する取組（情報セキュリティに関する取組を含む）について事例を収集し、指導上の参考となるモデルプランを作成し、情報モラル教育の充実を図る。また、諸外国の情報モラル教育に関する取組についての調査を行う。

情報モラル教育推進事業

平成２７年度予定額：４９百万円（新規）

現状

○スマートフォンなどＩＣＴ機器を利用する青少年が増加するなか、最近ではプライベート画像の流出など一度被害に遭うと信頼を回復することが難しい事案や、誹謗（ひぼう）中傷や無許可による画像掲載などが犯罪行為に当たるという認識不足に起因したトラブルも増加。子供たちが被害者や加害者にならないための指導が必要であり、被害に遭った場合の対処方策を提示することが重要。

○インターネットに関する啓発や学習の経験がある保護者とそうでない保護者では、家庭におけるルールの取決めについて大きな差がある。スマートフォン等の利用におけるトラブルやその対処方法等について、学校などでの周知が必要。

○各教育委員会・学校では、情報モラル教育について自主ルールを定めるなど独自の取組を行っているところもある。そのような取組の把握や、海外の優れた取組についての調査が必要。

【携帯電話・スマートフォンの所有率】

	H24		H25
小学生	27．5%	→	36．6%
中学生	51．6%	→	51．9%
高校生	98．1%	→	97．2%
全　体	54．8%	→	59．5%

【携帯電話・スマートフォンの所有機種】

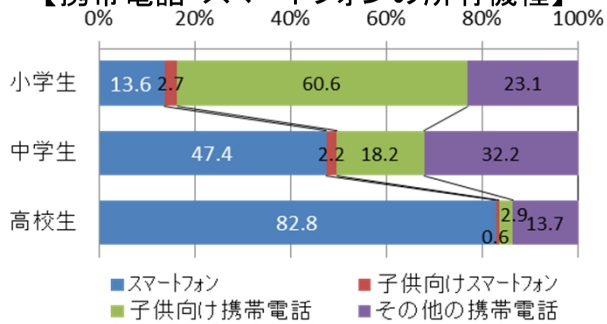

出典：平成25年度　青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）

事業概要

情報モラルに関する教員向け指導手引書等の作成

①子供たちが被害者・加害者とならないために、プライベート画像の流出や誹謗（ひぼう）・中傷、無許可による画像掲載などが犯罪行為であることの認識不足に起因したトラブルについての情報モラルに関する教員向けの指導手引書を作成。

②子供たちがインターネット上で遭遇する課題（ネット依存や情報セキュリティ等）について保護者向けの普及啓発教材を作成。

情報モラル教育の指導に関する調査研究

各自治体や学校が独自に取り組んでいる優れた情報モラル教育に関する取組（情報セキュリティに関する取組を含む）について事例収集し、指導上の参考となるモデルプランを作成し、情報モラル教育の充実を図る。また、諸外国の情報モラル教育に関する取組についての調査を行う。

児童生徒や保護者等の情報モラルの向上・ＩＣＴ機器の適切な利活用の推進